

産医補償第 142 号  
平成 27 年 12 月 7 日

一般社団法人日本助産学会  
理事長 高田 昌代 様

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
上田 茂

### 産科医療補償制度の補償申請期限に係る周知について（協力依頼）

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。また、平素は産科医療補償制度事業の運営に関し、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産科医療補償制度（以下、「本制度」という。）は、平成 21 年 1 月の制度創設以来、本制度の補償対象と考えられる児の補償申請の促進のため、貴学会をはじめ多くの関係団体、制度加入分娩機関および地方自治体団体等のご協力のもと幅広く周知に取り組んでいるところでございます。平成 27 年 11 月末現在の補償対象者数は 1,501 人となっており、皆様方のご協力を深く感謝申し上げます。

本制度の補償申請期限は児の満 5 歳の誕生日までであり、**平成 27 年は平成 22 年に出生した児が、平成 28 年は平成 23 年に出生した児が、順次、補償申請期限を迎えます。**当機構では、補償対象と考えられる児が補償対象期限を過ぎたために補償申請ができなくなるといった事態が生じないよう、本制度の周知を積極的に継続して行っていくことが重要と考えております。

つきましては、本年も下記資料を貴学会員の皆様方へご案内いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本制度は平成 27 年 1 月に制度の改定を行いましたが、児の満 5 歳の誕生日までという補償申請期限の変更はございません。

大変ご多忙の折、お手数をおかけして誠に恐縮ですが、ご理解ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

記

<資料>

○産科医療補償制度に係るお知らせ

○患者ご家族向けチラシ

「産科医療補償制度の申請期限は満 5 歳の誕生日までです」

○医療・福祉関係者向けチラシ

「産科医療補償制度の申請期限は満 5 歳の誕生日までです」

○補償申請検討ガイドブック

○産科医療補償制度ニュース

以 上